株主各位

名古屋市港区入船二丁目4番6号名港海運株式会社

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、 書面またはインターネットにより議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場 をお控えいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、3~4頁のご案内に従って、2021年6月28日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1** 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社4階会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 (1) 第98期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の 内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第98期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役20名選仟の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.meiko-trans.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.meiko-trans.co.jp) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

議決権行使方法のご案内

1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日 (月曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の うえ、2021年6月28日(月曜日)午後6時までに行使してください。

- (1) **議決権行使ウェブサイトについて** インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) をご利用いただくことによってのみ可能です。
- (2) 議決権行使の方法について
 - ① パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って替否をご入力ください。

② スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

- (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて
 - 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) **議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について** 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の 料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (5) パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて
 - ① パスワードは、議決権行使をされる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
 - ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワード の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ③ 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り 有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

3. 株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。 株主総会開催日時 2021年6月29日 (火曜日) 午前10時

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による景気の悪化から、海外各国の経済活動再開による輸出の回復や、個人消費を中心とした持ち直しの動きが見受けられました。しかしながら、国内外において再び感染が拡大するなど、先行き不透明な状況となっております。

このような環境のなかで、当社グループが営業の基盤を置く名古屋港の港湾貨物は、輸出は自動車や自動車部品等が減少し、輸入はアルミニウム等が減少したことにより、前年実績を下回りました。

当社グループといたしましては、輸出貨物は、自動車部品等の取扱いが減少しました。輸入貨物は、非鉄金属やとうもろこしは減少しましたが、食糧の取扱いが増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、670億54百万円と前年 同期と比べ38億49百万円(5.4%)の減収となりました。

営業利益は、35億80百万円と前年同期と比べ13億30百万円(27.1%)の減益となりました。

経常利益は、43億22百万円と前年同期と比べ16億19百万円(27.3%)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、43億18百万円と前年同期と比べ4億29百万円(11.1%)の増益となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

<港湾運送およびその関連>

港湾運送部門

当部門は、船内および沿岸作業が減少したことにより、取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、395億68百万円と前年同期と比べ30億79百万円 (7.2%) の減収となりました。

倉庫保管部門

当部門は、国内および海外保管貨物の取扱いが減少したことにより、取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、82億59百万円と前年同期と比べ3億39百万円 (4.0%) の減収となりました。

陸上運送部門

当部門は、鋼材を中心とした内国貨物輸送が減少したことにより、取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、102億96百万円と前年同期と比べ8億31百万円 (7.5%) の減収となりました。

航空貨物運送部門

当部門は、輸入は減少となりましたが、輸出は航空貨物需要の拡大により、増加となりました。

売上高といたしましては、40億19百万円と前年同期と比べ8億68百万円 (27.6%) の増収となりました。

その他の部門

当部門は、内航海上運送および梱包作業等の減少により、取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、33億15百万円と前年同期と比べ6億59百万円(16.6%)の減収となりました。

これらの結果、港湾運送およびその関連の売上高は、654億58百万円と前年同期と 比べ40億40百万円(5.8%)の減収となりました。

<賃貸>

当事業は、倉庫賃貸面積の拡大により、増加となりました。

この結果、賃貸の売上高は、15億95百万円と前年同期と比べ1億91百万円 (13.7%) の増収となりました。

以上の結果、セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。

セグメント別		老 L 岩	構成比	前年同期比増減		
		売 上 高	伸成ル	金額	比 率	
	港湾運送部門	39,568百万円	59.0%	△3,079百万円	△7.2%	
	倉庫保管部門	8, 259	12. 3	△339	△4.0	
港湾運送および	陸上運送部門	10, 296	15. 4	△831	△7.5	
その関連	航空貨物運送部門	4, 019	6.0	868	27.6	
	その他の部門	3, 315	4. 9	△659	△16.6	
	計	65, 458	97.6	△4, 040	△5.8	
賃	貸	1, 595	2.4	191	13. 7	
合	計	67, 054	100.0	△3, 849	△5.4	

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は46億4百万円で、 主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・名海運輸作業㈱ 弥富物流センター (愛知県弥富市)

設備の改修

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - 当社

博多物流センター(福岡市東区)

設備機器の増設

· 大源海運㈱

新倉庫 (愛知県弥富市)

倉庫の新設

• 名郵不動産㈱

名港ビルディング(名古屋市港区)

オフィスビルの建替

• MEIKO ASIA CO., LTD.

スワンナプーム・ロジスティクスセンター (タイ)

倉庫の増設

・当社他

輸送用車両および荷役機器の増強

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの収束が見通せないなかで、 雇用所得環境の悪化や国内消費の低迷など、先行き不透明な状況が継続するものと 思われます。

当社グループといたしましては、取扱貨物量の確保とともに、多様化・複雑化する顧客ニーズに対応するため、国内においては、物流センターの機能強化ならびに輸送用車両および荷役機器の増強を進めてまいりました。また、海外においても、増加する取扱貨物への対応として、倉庫の増設ならびに輸送用車両および荷役機器の充実を図っております。

これら施設の有効的活用をはじめ、諸経費の節減により、営業収益を確保拡大し、 業績の向上に全力を尽くす所存であります。

また、国内外の経済に大きな影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、従業員および関係者の安全を最優先としつつ、物流事業の公共的使命を果たすべく、事業の継続を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申 しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第95期 (2017年度)	第96期 (2018年度)	第97期 (2019年度)	第98期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高	64,626百万円	72,464百万円	70,903百万円	67,054百万円
経常利益	5,098百万円	6,302百万円	5,941百万円	4,322百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,645百万円	4,372百万円	3,888百万円	4,318百万円
1株当たり 当期純利益	円 銭 122 32	円 銭 146 71	円 銭 130 47	円 銭 144 90
総資産	103, 334百万円	108,672百万円	115, 254百万円	122, 914百万円
純 資 産	87, 493百万円	89,978百万円	92,064百万円	97, 488百万円

⁽注) 2020年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ナゴヤシッピング株式会社	60百万円	* 76.1%	貨物運送取扱業
名古屋船舶株式会社	30百万円	56.2%	海運代理店業
名海運輸作業株式会社	80百万円	* 94.6%	港湾運送業
名港陸運株式会社	20百万円	*100.0%	貨物自動車運送業
セントラルシッピング株式会社	16百万円	*100.0%	海運代理店業
大源海運株式会社	30百万円	* 78.7%	港湾運送業
MEIKO AMERICA, INC.	10,000千USD	*100.0%	貨物運送取扱業
MEIKO EUROPE N.V.	1,240千EUR	*100.0%	貨物運送取扱業

⁽注) *印は間接所有を含めた場合の議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容

- ① 港湾運送およびその関連
 - 港湾運送部門
 - · 倉庫保管部門
 - 陸上運送部門
 - 航空貨物運送部門
 - その他の部門
- ② 賃貸

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な事業所

【本社】名古屋市港区入船二丁目4番6号

【国内支店および営業所】

東京支店(東京都千代田区)、成田空港営業所(千葉県成田市)、 四日市支店(三重県四日市市)、大阪支店(大阪市中央区)、 神戸営業所(神戸市中央区)、九州支店(福岡市東区)、 福岡空港営業所(福岡市博多区)、門司営業所(北九州市門司区)、 熊本営業所(熊本県菊池郡大津町)、札幌営業所(札幌市中央区)、 仙台営業所(仙台市宮城野区)、北陸営業所(石川県金沢市)、 南部事業所(愛知県知多市)、浜松営業所(浜松市中区)、 航空貨物部中部国際空港営業所(愛知県常滑市)

【海外事業所】

米 州 : ロサンゼルス、ミラロマ、シアトル、シカゴ、

ニューヨーク、ヒューストン、オハイオ、

サウスカロライナ(米国)、イラプアト(メキシコ)

欧州:アントワープ(ベルギー)、

グリビッチェ (ポーランド)、

デュッセルドルフ、ハンブルグ(ドイツ)

アジア : 香港、上海、広州、蘇州 (中国)、

バンコク、レムチャバン、スワンナプーム(タイ)、

チェンナイ、グルガオン (インド)、 ハノイ、ホーチミン (ベトナム)

② 子会社の主要な事業所

ナゴヤシッピング株式会社(名古屋市中村区)、

名古屋船舶株式会社(名古屋市港区)、

名海運輸作業株式会社(名古屋市港区)、

名港陸運株式会社(愛知県知多市)、

セントラルシッピング株式会社(名古屋市港区)、

大源海運株式会社 (愛知県弥富市)、

MEIKO AMERICA, INC. (米国)、

MEIKO EUROPE N.V. (ベルギー)

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
港湾運送およびその関連	1,760名	24名減
賃貸	3名	_
全社(共通)	78名	3名増
合 計	1,841名	21名減

(注)従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

				借	J	(先					借入額
株	式	会	社	三	麦	Tight.	U	F	J	銀	行	2,100,000千円
明	治	安	田	生	命	保	険	相	互	会	社	125,000千円
株	Ī	t	会	礻	土	静	÷	岡	釒	艮	行	100,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 33,006,204株(自己株式3,202,035株を含む。)

(3) 株 主 数 1,408名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,574千株	5. 28 %
株式会社商船三井	1, 483	4. 97
株式会社名古屋銀行	1, 457	4.88
日本碍子株式会社	1, 037	3. 47
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	959	3. 21
株 式 会 社 愛 知 銀 行	931	3. 12
名 港 海 運 投 資 会	879	2.95
三井住友海上火災保険株式会社	831	2. 78
ビービーエイチフオーフイデリテイロープライスドストツクフアンド	812	2.72
大 成 建 設 株 式 会 社	810	2.71

- (注) 1. 当社は自己株式3,202,035株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	髙 橋 治 郎	開 (株御園座社外監査役) 名郵不動産㈱代表取締役社長
代表取締役副会長	藤森利な	
代表取締役社長	髙 橋 Д	名港海運興産㈱代表取締役社長
専務取締役	伊藤 一 5	国際部・国際複合輸送部・航空貨物部・業務部統括
専務取締役	小 林 史 貞	総務部・人事部・経理部・情報システム部統括
専務取締役	柘 植	営業第1部・営業第2部・東京支店・九州支店統括
常務取締役	蟹井	南部事業所・国内物流部管掌 大源海運㈱代表取締役社長
常務取締役	野々部 洋 身	・輸入第1部・輸入第2部・通関部・物流センター統括部・ 大阪支店管掌
常務取締役	掛橋英一郎	兼・東京支店長 東京支店・四日市支店管掌
常務取締役	平 松 保 县	港湾物流部管掌 名古屋船舶㈱代表取締役社長 セントラルシッピング㈱代表取締役社長
取 締 役	種材数	」(㈱ノリタケカンパニーリミテド相談役 大同特殊鋼㈱社外取締役
取 締 役	加留部湾	豊田通商㈱代表取締役会長 三洋化成工業㈱社外監査役 KDDI㈱社外監査役
取 締 役	飯田輝智	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル㈱代表取締役社長
取 締 役	大山信二	経理部長
取 締 役	山路昌弘	九州支店長
取 締 役	鈴木浩文	国際部長
取 締 役	山口湾	営業第2部長
取 締 役	三谷正为	人事部長
取 締 役	水谷吉成	営業第1部長
取 締 役	稲 垣 貴 士	輸入第2部長

会社	上にま	さけ	るは	也位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
常	勤	監	査	役	秋	田	高	_	
監		査		役	大	杉		誠	中部資材㈱代表取締役会長
監		査		役	宮	崎	_	彦	三協㈱代表取締役社長
監		查		役	深	町	正	和	

- (注) 1. 取締役のうち、種村均、加留部淳の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち、大杉誠、宮崎一彦、深町正和の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役深町正和氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は取締役の種村均、加留部淳の両氏と、監査役の大杉誠、宮崎一彦、深町正和の各氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、両社外取締役および各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、

経営環境および従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、 各取締役の役職および職務内容、常勤・非常勤の別等を考慮して決定しており ます。

取締役の報酬額は株主総会の決議に基づき、取締役会によって定められた規則に従って算定され、最終的には取締役会の授権を受けた代表取締役が、各取締役の役職および職務内容、貢献度等に応じて決定しております。

また、当該決定方針は、取締役会において決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第91回定時株主総会において年額6億50百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は22名(うち社外取締役は2名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 髙橋治朗、代表取締役副会長 藤森利雄、代表取締役社長 髙橋広が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役に委任する権限の内容は、取締役の職務内容、貢献度等の算定・ 評価であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を考慮しつつ、各取締役の職務内容、貢献度等を算定・評価するのは代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)				
	(百万円)	固定報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	付 役員の員数 (名)		
取締役 (うち社外 取締役)	565 (12)	565 (12)	_	_	20 (2)		
監査役 (うち社外 監査役)	31 (12)	31 (12)	_	_	4 (3)		

⁽注) 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 種村均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ノリタケカンパニーリミテド相談役および大同特殊鋼株式会社 社外取締役であり、当社は株式会社ノリタケカンパニーリミテドとの間 に商取引がありますが、大同特殊鋼株式会社との間に商取引はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 8回(全8回)

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対し的確な提言をいただいております。

② 取締役 加留部淳

ア. 重要な兼職先と当社との関係

豊田通商株式会社代表取締役会長および三洋化成工業株式会社社外監査役、KDDI株式会社社外監査役であり、当社は豊田通商株式会社との間に商取引がありますが、三洋化成工業株式会社およびKDDI株式会社との間に商取引はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 8回(全8回)

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対し的確な提言をいただいております。

③ 監査役 大杉誠

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中部資材株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間に商取引があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 8回(全8回)

監查役会出席状況 10回(全10回)

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の 意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいてお ります。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査 に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監查役 宮崎一彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

三協株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に商取引があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 7回(全8回)

監査役会出席状況 9回(全10回)

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の 意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいてお ります。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査 に関する重要事項の協議等を行っております。

⑤ 監査役 深町正和

ア. 重要な兼職先と当社との関係

特記すべき事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 8回(全8回)

監査役会出席状況 10回(全10回)

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の 意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいてお ります。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査 に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

30,000千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社であるMEIKO AMERICA, INC. 他4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社グループの役員および従業員(以下、「社員等」という)に法令・定款の 遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程お よびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款など に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図 っております。
 - ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処 案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制 を整えております。
 - ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に 従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、 各規程などの見直しなどを行います。
 - ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、BCPマニュアルおよびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
 - ② 日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
 - ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正 かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しており ます。
 - ③ 監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの 報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
 - ④ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける 業務の適正の確保に努めております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制
 - ① 監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
 - ② 会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に 報告する体制を構築しております。
 - ③ 取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。

- ④ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員 等に対して報告を求めることができるものとします。
- ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱い を受けないことを確保する体制を構築しております。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請 求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場 合を除き、その費用または債務を負担するものとします。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内 部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
 - ② 監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。

- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
 - ① 当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を 脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めて おり、社員等への周知徹底を図っております。
 - ② 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 取締役会およびグループ経営会議において、継続的に経営上のリスクの対応策について検討いたしました。
- 取締役会およびグループ経営会議の指揮の下、所管部署や社内横断的に設置される プロジェクトチームが全社的なリスクの識別および評価を実施しております。その 上で必要に応じて、社内の業務の見直し、諸規程の整備を行い、内部統制システム の実効性の向上に努めました。
- 物流事業において、安全作業の提供が顧客への最大の責務と捉え、様々なリスクの 低減および予防策を講じております。また、通関および保税管理においては、業務 の適正化を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づいた監査を実施いたしました。
- ・ 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、内部統制室および会計監査人等と定期 的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っており、業務の執行や法令・社内規程の 遵守状況等、リスクを監視できる体制を整備しております。
- 8. **当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針** 特記すべき事項はありません。
- 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て て表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位: 千円)

11	人 松玉	10 0	(単位:十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	24 005 070	(負債の部)	15 401 700
流動資産	34, 985, 272	流動負債	15, 461, 722
現金及び預金	19, 385, 884	買 掛 金 短 期 借 入 金	4, 902, 096
受取手形及び売掛金	12, 955, 950	短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	4, 820, 000
未収還付法人税等	75, 216	リース債務	93, 328 220, 793
その他の流動資産	2, 591, 619	未払法人税等	1, 307, 603
貸倒引当金	$\triangle 23,398$	当 与 引 当 金	1, 629, 705
固定資産	87, 929, 608	その他の流動負債	2, 488, 195
有形固定資産	62, 671, 671	固定負債	9, 964, 385
建物及び構築物	27, 711, 797	長期借入金	1, 065, 032
機械装置及び運搬具	3, 801, 475	リース債務	324, 511
土 地	25, 351, 687	操延税金負債	1, 139, 310
リース資産	236, 309	退職給付に係る負債	4, 604, 553
使用権資産	317, 976	役員退職慰労引当金	6, 920
建設仮勘定	4, 648, 592	資産除去債務	2, 022, 371
		未払役員退職慰労金	179, 625
その他の有形固定資産	603, 833	その他の固定負債	622, 061
無形固定資産	287, 854	負 債 合 計	25, 426, 108
ソフトウェア	152, 452	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	92, 975	株主資本	87, 789, 849
リース資産	3, 313	資 本 金	2, 350, 704
その他の無形固定資産	39, 113	資 本 剰 余 金	1, 603, 897
投資その他の資産	24, 970, 082	利益剰余金	86, 139, 877
投資有価証券	20, 158, 623	自己株式	△2, 304, 630
長期貸付金	665, 420	その他の包括利益累計額	5, 967, 124
繰延税金資産	704, 399	その他有価証券評価差額金	7, 209, 042
退職給付に係る資産	1, 661, 107	為替換算調整勘定	△1, 527, 948
その他の投資その他の資産	1, 985, 673	退職給付に係る調整累計額	286, 030
貸 倒 引 当 金	$\triangle 205, 141$	非支配株主持分 純 資 産 合 計	3, 731, 798
資産合計		11 11 11 11	97, 488, 772
[122, 914, 880	負債及び純資産合計	122, 914, 880

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売 上 高	67, 054, 325
売 上 原 価	54, 516, 693
売 上 総 利 益	12, 537, 632
販売費及び一般管理費	8, 956, 951
営 業 利 益	3, 580, 680
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	37, 582
受 取 配 当 分	525, 533
持 分 法 投 資 利 益	47, 573
為	21, 925
雑収り	134, 841 767, 456
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19, 097
貸倒引当金繰入額	3, 510
雑 損 労	
経 常 利 益	4, 322, 253
特別 利益	
投資有価証券売却益	1, 640, 292
雇用調整助成金	435, 667 2, 075, 960
特別 損 失	
固定資産除却排	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6, 376, 585
法人税、住民税及び事業利	
法 人 税 等 調 整 智	
当 期 純 利 益	
非支配株主に帰属する当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	4, 318, 592

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
当期首残高	2, 350, 704	1, 603, 897	82, 476, 979	△2, 304, 537	84, 127, 043				
当期変動額									
剰余金の配当			△655, 693		△655, 693				
親会社株主に 帰属する 当期純利益			4, 318, 592		4, 318, 592				
自己株式の取得				△92	△92				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_		3, 662, 898	△92	3, 662, 805				
当期末残高	2, 350, 704	1, 603, 897	86, 139, 877	△2, 304, 630	87, 789, 849				

		その他の包括				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	5, 369, 505	△1, 023, 485	70, 838	4, 416, 858	3, 520, 285	92, 064, 187
当期変動額						
剰余金の配当						△655, 693
親会社株主に 帰属する 当期純利益						4, 318, 592
自己株式の取得						△92
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1, 839, 536	△504, 463	215, 192	1, 550, 265	211, 513	1, 761, 778
当期変動額合計	1, 839, 536	△504, 463	215, 192	1, 550, 265	211, 513	5, 424, 584
当期末残高	7, 209, 042	$\triangle 1,527,948$	286, 030	5, 967, 124	3, 731, 798	97, 488, 772

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19, 678, 728	流動負債	12, 241, 072
現金及び預金		買 掛 金	5, 668, 684
受 取 手 形		短 期 借 入 金	2, 800, 000
売 掛 金	9, 353, 114	1年内返済予定の長期借入金	40,000
前 払 費 用		リース債務	66, 340
未 収 収 益		未払金	750, 388
短期貸付金		未払費用	314, 152
立 替 金		未払法人税等	1, 141, 860
その他の流動資産		未払消費税等	46, 850
貸倒引当金		未払事業所税	27, 174
固定資産	68, 717, 308	預 り 金 賞 与 引 当 金	145, 834
有形固定資産	44, 582, 972	その他の流動負債	1, 068, 636 171, 151
建		一固定負債	6, 309, 658
構築物	719, 849	長期借入金	85, 000
機械装置	2, 633, 093	リース債務	141, 879
船	59, 027	操延税金負債	746, 023
車輌運搬具	448, 573	退職給付引当金	2, 784, 583
工具器具備品	394, 122	未払役員退職慰労金	169, 325
土 地	- / /	資産除去債務	2, 017, 211
リース資産		その他の固定負債	365, 635
建設仮勘定		負債合計	18, 550, 731
無形固定資産	200, 187	(純資産の部)	
ソフトウェア	,	株主資本	63, 264, 417
ソフトウェア仮勘定	· /	資本金	2, 350, 704
リース資産	- /	資本剰余金	1, 278, 361
その他の無形固定資産		資本準備金 その他資本剰余金	1, 273, 431
投資その他の資産	23, 934, 148	利益剰余金	4, 929 62, 050, 778
投資有価証券	1 1	利益準備金	587, 676
関係会社株式		その他利益剰余金	61, 463, 102
出資金		土地圧縮積立金	386, 777
関係会社出資金		建物圧縮積立金	35, 296
長期貸付金		別 途 積 立 金	47, 000, 000
差入保証金		繰越利益剰余金	14, 041, 027
長期前払費用	· ·	自己株式	△2, 415, 428
前払年金費用		評価・換算差額等	6, 580, 888
その他の投資その他の資産		その他有価証券評価差額金	6, 580, 888
貸倒引当金		純資産合計	69, 845, 305
資 産 合 計	88, 396, 037	負債及び純資産合計	88, 396, 037

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		目			金	額
売		上		高			53, 254, 222
売	上	原	Į.	価			44, 284, 692
売	上	総	利	益			8, 969, 529
販	売 費 及	び 一 般	と 管 理	費			6, 552, 606
営	業	利	J	益			2, 416, 923
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	3, 355	
	受 耳	页 配	7	Á	金	626, 777	
	為	替	差		益	717	
	雑	収			入	137, 510	768, 360
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	10, 031	
	雑	損			失	26, 598	36, 630
経	常	利	J	益			3, 148, 654
特	別	利	J	益			
	投資有	有 価 証	券売		益	1, 620, 906	
	雇用	調整		成	金	269, 302	1, 890, 208
特	別	損	į	失			
	固定	資 産	除	却	損	21, 355	21, 355
税	引前	当期		利	益		5, 017, 507
法	人税、信			事業	税	1, 595, 000	
法	人 形		調	整	額	△101, 639	1, 493, 360
当	期	純	利		益		3, 524, 146

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		資本					
	資本金	資本剰余金					
	頁个並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	2, 350, 704	1, 273, 431	4, 929	1, 278, 361			
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
建物圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			_				
当期末残高	2, 350, 704	1, 273, 431	4, 929	1, 278, 361			

	1		tat. S	Mr. I			
	株主資本						
	利益剰余金						
	その他利益剰余金				到光剩会会		
	利益準備金	土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	587, 676	386, 777	37, 732	46, 000, 000	12, 170, 138	59, 182, 325	
当期変動額							
剰余金の配当					△655, 693	△655, 693	
当期純利益					3, 524, 146	3, 524, 146	
建物圧縮積立金の取崩			△2, 435		2, 435	_	
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	_	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の							
当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	△2, 435	1,000,000	1, 870, 889	2, 868, 453	
当期末残高	587, 676	386, 777	35, 296	47, 000, 000	14, 041, 027	62, 050, 778	

(単位:千円)

	株主	資本	評価・換		
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	$\triangle 2, 415, 335$	60, 396, 056	5, 131, 157	5, 131, 157	65, 527, 214
当期変動額					
剰余金の配当		△655, 693			△655, 693
当期純利益		3, 524, 146			3, 524, 146
建物圧縮積立金の取崩		_			_
別途積立金の積立		_			_
自己株式の取得	△92	△92			△92
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1, 449, 731	1, 449, 731	1, 449, 731
当期変動額合計	△92	2, 868, 360	1, 449, 731	1, 449, 731	4, 318, 091
当期末残高	$\triangle 2, 415, 428$	63, 264, 417	6, 580, 888	6, 580, 888	69, 845, 305

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

名港海運株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡 野 英 生 印

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪彰久 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名港海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名港海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び 適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査 に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

名港海運株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡 野 英 生 印

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪彰久 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名港海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下、「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び 適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議 の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎 通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の 方法で監査を実施しました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2021年5月13日

名港海運株式会社 監査役会 常勤監査役 秋 田 高 一 印 社外監査役 大 杉 誠 印 社外監査役 宮 崎 一 彦 印 社外監査役 深 町 正 和 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりますために、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、当事業年度の業績などを勘案いた しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき普通配当11円にいたしたいと存じます。 この場合の配当総額は、327,845,859円となります。 なお、当事業年度は中間配当11円(配当総額327,846,739円)を お支払しておりますので、1株当たりの年間配当は22円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月30日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1)増加する剰余金の項目およびその額別途積立金1,000,000,000円
 - (2)減少する剰余金の項目およびその額繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第3条 に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(T/M/16及入时/J と 1· 0 & 7 o /
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条(現行どおり)
(1)~(17)(条文省略)	(1)~(17)(現行どおり)
(新設)	(18) タンクコンテナ及びタン クローリー等の洗浄、修 理及びメンテナンス事業
(<u>18</u>) ~ (<u>20</u>) (条文省略)	$(\underline{19})$ \sim $(\underline{21})$ (現行どおり)

第3号議案 取締役20名選任の件

取締役全員(20名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役20名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
1	たか はし じ ろう 高 橋 治 朗 (1932年11月20日生)	1961年4月 当社入社 1974年5月 当社取締役業務部長 1977年6月 当社常務取締役 1980年6月 当社専務取締役 1989年6月 当社代表取締役副社長 1993年6月 当社代表取締役副社長 1995年6月 当社代表取締役社長 2001年6月 当社代表取締役会長(現任) 2020年6月 ㈱御園座社外監査役(現任)	230,000株		
	(株御園座社外監査役名郵不動産㈱代表取締役社長 [取締役候補者とした理由] 同氏は、1995年に代表取締役社長、2001年に代表取締役会長に就任して以来、 長年にわたり優れた経営手腕とリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
2	藤 森 利 雄 (1948年6月15日生)	1971年4月 当社入社 2002年10月 当社業務部長兼業務企画室長 2003年6月 当社取締役業務部長兼業務企画室長 2007年4月 当社常務取締役 2011年6月 当社専務取締役 2013年4月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役副会長(現任)	51,000株		
	らは代表取締役副	帝役社長として、長年にわたり当社経営に携わり 別会長を務めております。物流事業および経営全 と有していることから、引き続き取締役として選	般に関し豊		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
3	高橋 広 (1971年8月15日生)	1998年12月 当社入社 2007年4月 当社業務部業務企画室長 2009年6月 当社取締役業務部長 2014年4月 当社常務取締役 2017年4月 当社専務取締役 2019年6月 当社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 名港海運興産㈱代表取締役社長	117, 700株	
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、2014年に常務取締役、2017年に専務取締役として、幅広く当社経営に携わり、2019年からは代表取締役社長を務めております。物流事業および経営全般に関し豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	がにいまさむ 蟹 井 修 (1959年7月27日生)	1982年4月 当社入社 2011年7月 当社南部事業所長 2013年6月 当社取締役南部事業所長 2017年4月 当社常務取締役(現任) [当社における担当] 南部事業所・国内物流部管掌 [重要な兼職の状況] 大源海運㈱代表取締役社長	17, 100株	
		上以来、長年にわたり南部事業所を牽引し、特に 有していることから、引き続き取締役として選任		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
5	ののべでできませます。 野々部 洋 史 (1960年4月6日生)	1983年4月 当社入社 2009年5月 当社営業第1部長 2013年6月 当社取締役営業第1部長 2015年6月 当社取締役輸入第2部長 2017年4月 当社常務取締役(現任) [当社における担当] 輸入第1部・輸入第2部・通関部・	166, 386株		
	物流センター統括部・大阪支店管掌 [取締役候補者とした理由] 同氏は、輸出入営業部門及び海外駐在を経験し、豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
6	かけ はし えいいちろう 掛 橋 英一郎 (1959年11月19日生)	1982年4月 当社入社 2013年4月 当社東京支店長 2015年6月 当社取締役東京支店長 2019年6月 当社常務取締役兼東京支店長 (現任) [当社における担当] 東京支店・四日市支店管掌	19,600株		
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	した理由] ったり東京支店を牽引し、輸出入に関する豊富な こから、引き続き取締役として選任をお願いする			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
	vs to the two	1989年10月 当社入社 2013年4月 当社港湾物流部長 2015年6月 当社取締役港湾物流部長 2019年6月 当社常務取締役(現任)	
	(1961年5月20日生)	[当社における担当] 港湾物流部管掌	12,600株
7		[重要な兼職の状況] 名古屋船舶㈱代表取締役社長 セントラルシッピング㈱代表取締役社長	
	1	土以来、長年にわたり港湾物流部門を牽引し、同 食を有していることから、引き続き取締役として	
	加留部 淳 (1953年7月1日生)	2011年4月 豊田通商㈱常務執行役員 2011年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社代表取締役会長(現任) 2019年6月 三洋化成工業㈱社外監査役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 KDDI㈱社外監査役(現任)	一株
8		[重要な兼職の状況] 豊田通商㈱代表取締役会長 三洋化成工業㈱社外監査役 KDDI㈱社外監査役	
	同氏は、企業経常われない幅広い見	者とした理由および期待される役割] 営に関し豊富な経験と識見を有し、当社の属する 見地から、当社の経営に対し的確な助言をいただ き続き社外取締役として選任をお願いするもの	くことが期

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
	*** *** しん こ 大 山 信 二 (1960年3月21日生)	1982年4月 当社入社 2011年7月 当社経理部長 2015年6月 当社取締役経理部長(現任)	16,600株	
9		した理由] D経理部長就任以来、長年にわたり同部門を牽引 していることから、引き続き取締役として選任を		
10	世	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社国内物流部長 2015年6月 当社取締役国内物流部長 2019年10月 当社取締役九州支店長(現任)	10,600株	
10	[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり国内物流部門を経験し、2019年からは九州支店長として、豊富な知識と経験を活かし同部門を牽引していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
	サザ き ひろ かみ 鈴 木 浩 文 (1960年12月14日生)	1984年4月 当社入社 2011年7月 当社国際部長 2015年6月 当社取締役国際部長(現任)	15, 400株	
11		D国際部長就任以来、長年にわたり同部門を牽引 印識と経験を有していることから、引き続き取締		
12	やま ぐち あつし 山 口 淳 (1961年9月11日生)	1985年4月 当社入社 2014年4月 当社営業第2部長 2015年6月 当社取締役営業第2部長(現任)	14,600株	
	して同部門を牽引	した理由] ったる輸出営業及び海外駐在を経て、現在は営業 し、豊富な知識と経験を有していることから、 -お願いするものであります。		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
	う だに まさ	1983年4月 当社入社 2013年4月 当社人事部長 2017年6月 当社取締役人事部長(現任)	17,900株	
13	1	した理由] ○人事部長就任以来、長年にわたり同部門を牽引 していることから、引き続き取締役として選任を		
	^{みず たに} よし なり 水 谷 吉 成 (1961年2月10日生)	1984年4月 当社入社 2015年7月 当社営業第1部長 2017年6月 当社取締役営業第1部長(現任)	14,900株	
14	[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたる輸出営業及び海外駐在を経て、現在は営業第1部長と して同部門を牽引し、豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取 締役として選任をお願いするものであります。			
1-	福垣貴士 (1961年5月28日生)	1984年4月 当社入社 2015年7月 当社輸入第1部長 2017年4月 当社輸入第2部長 2019年6月 当社職入第2部長(現任)	5, 300株	
15		した理由] 比以来、長年にわたり輸入部門を牽引し、豊富なこから、引き続き取締役として選任をお願いする	,	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
	** ぐら ただし 小 倉 忠 (1951年1月7日生)	2011年6月㈱ノリタケカンパニーリミテド 取締役副社長2013年6月同社代表取締役社長2018年6月同社代表取締役会長(現任)	—株	
*16	同氏は、企業経営われない幅広い見	者とした理由および期待される役割] 宮に関し豊富な経験と識見を有し、当社の属する 見地から、当社の経営に対し的確な助言をいただ fたに社外取締役として選任をお願いするものでる	くことが期	
	横 井 勇 (1959年10月8日生)	1983年4月当社入社2013年4月当社輸入第2部長2015年7月MEIKO AMERICA, INC. 取締役社長(現任)2016年7月当社理事(現任)	一株	
*17	[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたる輸入営業部門及び海外駐在を経て、幅広い知識と経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
	林 秀 樹 (1966年8月4日生)	1987年11月 当社入社 2019年7月 当社港湾物流部長 (現任)	一株	
*18		した理由] 仕以来、長年にわたり港湾物流部門を牽引し、豊 ることから、新たに取締役として選任をお願いす		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
*19	くる だ か ひる 黒 田 充 弘 (1964年11月3日生)	1988年4月 当社入社 2010年9月 当社秘書室長 2018年7月 当社総務部長 (現任)	6,000株
*19		した理由] ったり秘書・総務部門を牽引し、豊富な知識と経 fたに取締役として選任をお願いするものであり?	
	## き *** ******************************	1988年10月 当社入社 2016年7月 当社情報システム部長(現任)	—株
*20	[取締役候補者とした理由] 同氏は、2016年の情報システム部長就任以来、長年にわたり同部門を牽引し、 ICT分野に関する豊富な知識と経験を有していることから、新たに取締役 として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. *は新任候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 加留部淳、小倉忠の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、加留部淳氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり同氏が再選された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、本議案が承認可決されることを条件に、小倉忠氏を同取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 - (2) 当社は、加留部淳氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり同氏が再選された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、小倉忠氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (3) 加留部淳氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請 求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填 補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含め られることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定して おります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 大杉誠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
**** † *** **** **** **** **** **** **	1998年5月 中部資材㈱入社 1998年6月 同社専務取締役 2002年6月 同社代表取締役社長 2005年6月 当社監査役(現任) 2018年6月 中部資材㈱代表取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] 中部資材㈱代表取締役会長	26,000株

「社外監査役候補者とした理由」

同氏は、中部資材㈱代表取締役会長を務めており、その経験や見識から企業経営の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため業務執行等の適法性について監査いただけることが期待できるとともに、当社と関係の深い港湾物流業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 大杉誠氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、16年であります。
 - 3. 大杉誠氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を名古屋証券取 引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり 同氏が再選された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4. 当社は、大杉誠氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり同氏が再選された場合、引き続き当該契約を継続 する予定であります。
 - 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請 求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填 補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含めら れることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定してお ります。

以上

〈メーモー欄〉	

〈メ モ 欄			

〈メ モ 欄〉			

「株主総会会場ご案内図)

会場 名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社4階会議室 交通 名古屋市営地下鉄・名港線 「名古屋港駅」③番出口より徒歩2分

